

第1章 名称と目的

第1条 (名称と所在地)

当会は、東京大学乃木坂 46 同好会と称す。

英語表記を the University of Tokyo Nogizaka46 Association とする。

当会は、東京大学駒場キャンパス（東京都目黒区東京都目黒区駒場 3-8-1）を所在地とする。

第2条 (目的)

1. アイドルグループ乃木坂 46 を応援する
 2. 1 を通して会員個人が自己啓発の念を持つ
 3. 1 を通して会員相互の親睦を深める
- 以上を目的とする。

第3条 (活動)

上記目的を達成するために主に以下の活動をする。

1. 乃木坂 46 のライブコンサート、握手会他、イベントへの参加
特に、現場での合流、交友、同時行動などを含む。
2. 乃木坂 46 に関する情報の共有、意見交換

第2章 会員

第4条 (会員)

当会は、東京大学、大学院の学生及び卒業生、また他の関東圏の大学の学生からなるものとする。

第5条 (資格)

入会の資格は、原則として東京大学、大学院の学生または卒業生であることとする。ただし、東京大学以外であっても関東圏の大学およびそれに準ずる学校の学生であれば、この資格を得る。

第6条 (入会)

入会には以下の手続きを経るものとする。

1. 入会を希望する者が東京大学、大学院の学生、卒業生である場合、当会は入会を希望する者にこれを許可する。
 2. 東京大学以外の関東圏の大学の学生である場合、会長が認めた場合に入会が許可される。ただし会長は正当な理由なしにこれを拒否することはできない。
- なお、大学に関わらず態度が横柄、申告内容に偽りがあることが疑われるなどといった場合は入会を許可しないことがある。

第7条 (権利と義務)

会員は当会の会員であることを名乗り、当会のグッズ等を公に対して使用する権

利を得る。同時に、当規約を遵守し、当会および東京大学の名に恥じない言動をとる義務を負う。

第8条 (退会)

会員は会長及び他の会員に理由を告げうえて自由に退会することができる。なお役員は退会前に別途定める方法で役員を辞退しなければならない。退会した場合でも再入会を認めるが、再入会希望時に入会資格を満たしている必要がある。

第9条 (除名)

当会は以下のものについてはこれを除名する。

1. 規約に違反または当会及び東京大学の名誉を傷つけるなど秩序を乱し、あるいは会員に著しく迷惑を及ぼしたもので、会長が相当と決定したもの
2. 当会の活動に一定期間全く参加しない、あるいは乃木坂 46 の応援を行わない等当会の目的に反するもので、会長が相当と決定したもの

なお上記 1,2 により除名された会員は永久に復会を認めない。また、当会のグッズ等を公に対して使用することも認めない。

3. 資格を失ったもの

上記 3 により除名された会員は再び資格を得ない限り復会を認めないが、OB、OG として当会のグッズ等の使用を認められる場合がある。

第3章 役員

第10条 (役員)

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 1名
4. 監査 1名
5. その他幹部 若干名

以上を置く。

役員は、東京大学に在学中の学生でなければならない。

第11条 (役員を選出)

会長は自薦または会員相互の推薦により会員の合意を得て承認する。

他の役員は会長が会員の意見を参考に指名する。

第12条 (役員の仕事)

役員は当会の発展のため互いに協力し責任をもって、目的遂行に必要な次の事項を処理しなければならない。

1. 会長はサークルの業務を統轄する。
2. 役員は業務を分担する。
3. 会計は経理を掌理する。
4. 監査は経理に目を通し、誤っている部分があればこれを修正する。

第13条 (役員の仕事)

役員の仕事は、役員である資格を失うまで、無制限とする。

第14条（役員 の 辞任）

役員はやむを得ぬ事由があるときは、会長の承認により辞任することができる。特別な事情がない限り辞任の理由を会員に伝えなければならない。役員が辞任したり任期切れの場合は上記に定める方法にて早急に後継の役員を選定する。

第15条（顧問）

当会が顧問を置く場合は東京大学の職員または関係者でなければならない。

第4章 役員会議

第16条（役員会）

役員は自らの任務に必要な場合および会の内容に関して議論を要すると判断した場合、役員会を開くことができる。

第17条（役員会議）

役員会議はLINE、Skype、および会合などにより行う。なお出席役員が全役員数の3分の1に達しない場合、その会議での決定事項は効力を持たない。

第18条（臨時役員会議）

臨時幹部会は会長が必要と認めたとき、または会員の4分の1以上の要求があるとき開催し、会長が速やかに招集する。

第19条（決議と承認）

役員会議の決議と承認は出席した役員の過半数により議決する。規約の改廃に関しては別途定める。

第20条（議長）

議長は会長が務める。

第5章 会計

第21条（経費）

経費は東京大学学友会からの支援金その他により賄う。

第22条（入会金と会費）

入会金、および会費は無料とする。

イベント等に使用した経費はその都度定める方法で徴収するものとする。

第23条（会計年度）

会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第24条（会計監査）

会計監査はサークルの会計を監査する。

第6章 トラブルと事故

第25条 (トラブルの責任)

当会に起因する場合を除き、いかなるトラブルに関しても当会は一切関知せず、いかなる責任も負わないものとする。当会が起因となるトラブル、事故については会員が協力し解決を図るものとする。当会の活動に関わる事柄での会員のトラブル、事故については他の会員、および会長をはじめとする役員は一切の責任を負わないものとするが、常識の範囲内で会員同士協力し解決の手助けをするものとする。

第7章 その他

第26条 (規約の改廃)

この規約の改廃は次の場合に行われる。

1. 役員会議で出席役員の3分の2以上または全役員の過半数の賛成を得た場合
2. 全会員の過半数が明確に賛成の意を示した場合

なお、改定後の新規約施行開始日は原則として改定の際にその都度定めるが、特に言及のない場合改定日の翌日から施行するものとする。

付 則

第27条 (設立)

当会の設立年月日は平成25年5月28日とする。

平成25年12月1日施行